

校外活動に関わる保険について

保護者様

本校では 3 G Project における外部団体との連携や Service as Action 等、生徒の校外での活動を推奨しています。

しかし、さいたま市立学校の在籍生徒が加入している日本スポーツ振興センター災害共済給付制度は、教員による引率のない個々のフィールドワークや外部に出向いての奉仕活動等は給付の対象とはならない場合があります。また、いずれの活動においても、活動中の物損等に対する補償は含まれておりません。

つきましては、校外での活動に生徒を参加させる際には、「万一の場合に各ご家庭で加入している保険等による保証が可能か」「参加しようとしているボランティアやプログラムの主催者が独自に保険による保証を行っているか」等にご留意いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

活動によっては、生徒が保険に加入していることが参加の条件となる場合もございますので、生徒の活動内容をご確認の上、必要に応じて傷害・損害保険の加入につきましてもご検討ください。

なお、こうした保険等の加入状況は各ご家庭で様々であろうことから、学校として一括して加入する予定はございません。

よろしくお願い申し上げます。